

郵送による失業の認定Q & A (021001 更新)

Q 対象者の条件は何ですか？

A 高齢（60歳以上）の方、基礎疾患がある方、妊娠中の方。

Q いつごろ郵送したら良いですか？

A 失業認定申告書の一番左下に書かれている認定日の翌日から、おおむね一週間程度の間には発送してください。認定日の日付よりも前にご提出いただいても受理ができませんのでご注意ください。

Q 何を送れば良いですか？

A ①雇用保険受給資格者証、②失業認定申告書、③別紙（就労している方のみ）、④返送用封筒(封筒サイズは長3、角2いずれも可・切手不要)

なお、初回認定日の方は、雇用保険受給資格者証はまだ交付していない為、①失業認定申告書、②別紙（就労している方のみ）、③離職票提出時に不足していた書類（マイナンバー除く）、④返信用封筒(封筒サイズは長3、角2いずれも可・切手不要)をお送りください。

ただし、ハローワークへ送る封筒には切手を貼付してください。

Q 郵送を希望する場合、事前連絡は必要ですか？

A 不要です。

Q どこへ送れば良いですか？

A 〒150-0041 渋谷区神南1-3-5

ハローワーク渋谷 雇用保険給付課

Q 失業認定申告書の記載はどのようにしたら良いですか？

A 失業認定申告書の記載方法については、雇用保険受給資格者のしおり53ページ、次ページの記入例をご確認ください。また、備考欄に、「**高齢であることから／基礎疾患を有することから／妊娠中であることから新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に来所することが困難**」と記載してください。なお、失業認定申告書に記載する提出日は、必ず認定日と同じ日を記載してください。

Q 郵送したあとはどのように手続きが進みますか？

A 失業認定申告書の記載に基づいて失業の認定を行い、受給資格者証に処理状況を印刷の上、次回認定日の失業認定申告書と共に郵送にてお返しします。同封の封筒にお返し先の住所、宛名を記入のうえ一緒にお送りください。

郵送による失業の認定Q & A (021001 更新)

Q 郵送で申告した場合、なにか連絡が来ることがありますか？

A 失業認定申告書の記載内容について確認したいことがある場合、お電話させていただくことがあります。失業認定申告書の備考欄に、**昼間ご連絡がつく電話番号**を記入してください。

Q 新型コロナウイルス感染症の感染防止のために求職活動を行っていませんが基本手当を受けられますか？

A 令和2年3月10日から令和2年9月30日までの期間が今回の認定期間に含まれている場合は、基本手当を受けることができます。

A 令和2年10月1日以降は例外的に郵送による失業の認定を行うことが認められている方に限られます。

* 失業認定申告書「見本」の3欄の(i)の内容を記入していただきます。

Q 郵送で申告した場合、入金のと、雇用保険受給資格者証などの書類が返送されてくる時期はいつになりますか？

A 基本手当が振り込まれる日は、投函日の翌日から約10日前後に入金されます。また、雇用保険受給資格者証などの書類の返送は、投函日の翌日から約2週間前後となります。